

# ひょうご酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領

## 第1 事業の目的

県産酒米で醸されたインバウンド需要向け日本酒の商品開発と訴求力向上に資する取組を通じて、国内外における本県産日本酒と酒米の評価を高め、新たなインバウンド需要の開拓を図るとともに、更なる本県産日本酒と酒米の振興を目的とする。

## 第2 事業内容等

### 1 事業内容

県産酒米を使用した日本酒の需要拡大を図るための以下の取組とする。ただし、(1)の取組と、(2)又は(3)のいずれかの取組を必須とする。

- (1) インバウンド需要を見据えた県産酒米を使用した日本酒の商品開発
- (2) 開発した商品の国内外コンテスト等への出品
- (3) パンフレット作成等のインバウンド向けツアー対応

### 2 事業実施主体

インバウンド需要を見据えて県産酒米を使用した商品を開発する県内酒造メーカー

### 3 事業実施基準

補助率及び実施基準は別表に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施計画の申請及び承認

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、別紙様式1号により所在地を管轄する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に申請するものとする。
- 2 県民局長等は、1による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合にはこれを承認し、別紙様式2号により事業実施主体に通知するとともに、別紙様式3号により承認した旨を農林水産部長に報告するものとする。

## 第4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施中に計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合には、速やかに第3の規定に準じて変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- 1 補助金額の増加又は30%を超える減額
- 2 使用酒米の変更
- 3 出品コンテスト等の変更

## 第5 事業の着手

事業実施主体は、本事業に着手する場合は、原則として、農林水産部補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合にあっては、事業実施主体は、交付要綱第4条の補助金の交付の決定の前であっても事業に着手することができる。交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、県民局長等の指導を受けた上で、別紙様式4号により交付決定前着手届を作成し、県民局長等に提出するものとする。

## 第6 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式5号に、必要書類を添付して、県民局長等に対し、報告するものとする。  
ただし、交付要綱第11条に基づく実績報告時に別紙様式1及びその他必要書類を添付する場合は省略できるものとする。
- 2 1により報告を受けた県民局長等は、その写しを別紙様式6号により農林水産部長へ提出するものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施翌年度に第2の1(2)に取り組む場合は、実施状況について別紙様式7号により、事業実施翌々年度の5月末日までに県民局長等に報告するものとする。なお、事業実施が未達成の場合は、達成するまで提出を求め、これを翌年度の5月末日までに県民局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた県民局長等は、6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

## 第8 証拠書類の保管

事業実施主体及び事業対象者は、補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業の完了の日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については農林水産部長が別に定める。

附則 この要領は、令和8年4月27日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

実施基準等	補助率	備考
<p>1 共通</p> <p>(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の補助の対象外とする。</p> <p>(2) 事業実施にあたって、必要最小限の機械及び器具（以下「機械等」という。）を購入若しくは借り上げることができるものとする。ただし1件当たりの取得価格が10万円以上（税別）の機械等の購入経費は補助の対象外とする。</p> <p>2 県産酒米を使用した日本酒の需要拡大を図るための以下の取組みに係る経費を対象とする。ただし、(2)又は(3)の取組の対象は(1)の取組により開発した商品に限るとともに、使用酒米について商品ラベルに表示するなど、県産酒米のPRに努めることとする。</p> <p>(1) インバウンド需要等を見据えた県産酒米を使用した日本酒の商品開発            サンプル原材料費、パッケージデザイン作成費、企画費、成分分析・試験検査費等</p> <p>(2) 開発した商品の国内外コンテスト等への出品            コンテスト出品料、商品送料等</p> <p>(3) インバウンド向けツアー対応            訪日外国人向けツアー用パンフレット作成費等</p>	<p>1/2以内</p>	<p>1 事業実施主体あたり50万円を補助額の上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。</p>

(別紙様式 1 号)

第 号  
年 月 日

〇〇県民局長又は県民センター長 様

事業実施主体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施（変更）計画の承認申請について

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領（令和 8 年 4 月 27 日付け農園第 1118 号）第 3 の 1 （第 4）の規定により別添のとおり申請します。

<添付書類>

・別紙様式 1

別紙様式1

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施計画書（変更・実績）

1 事業の目的

2 事業の内容 ※事業実施前年度までの状況を記載

(1) インバウンド需要等を見据えた取組状況

(2) 現状の課題

(3) 具体的な取組内容

取組項目	実施時期	場所	目的及び具体的内容
ア インバウンド需要等を見据えた県産酒米を使用した日本酒の商品開発 (使用酒米： 市産 )			
イ 開発した商品の国内外コンテスト等への出品			
ウ インバウンド向けツアー対応			

(4) 期待される効果

### 3 経費の配分

区分	取組項目	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
			県補助金	事業実施 主体	
(1) インバ ウンド需要 等を見据え た県産酒米 を使用した 日本酒の商 品開発					
(2) 開発し た商品の国 内外コンテ スト等への 出品					
(3) イン バウンド 向けツア ー対応					
合計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円うち県費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 変更があったときは、変更箇所がわかるように朱書きで修正すること。金額の修正は二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

4 事業開始予定年月日

5 事業完了予定年月日

6 添付書類

事業内容が分かる書類

経費の明細が分かる書類 等

(別紙様式2号)

第 年 月 日

事業実施主体  
代表者氏名 様

〇〇県民局長又は県民センター長

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施計画の(変更)承認について

年 月 日付け 第 号で提出のあった(変更)計画については申請の  
おり承認します。

(別紙様式 3 号)

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇県民局長又は県民センター長

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施(変更)計画の承認について

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領(令和 8 年 4 月 27 日付け農園第 1118 号) 第 3 の 2 の規定により別添のとおり承認しましたので報告します。

(別紙様式 4 号)

第 年 月 日 号

〇〇県民局長又は県民センター長 様

事業実施主体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業交付決定前着手届

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領(令和8年4月27日付け農園第1118号)第5の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

#### 記

##### 1 条 件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業対象者が負担するものとする。
- (2) 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

2 着手予定年月日

3 完了予定年月日

4 交付決定前に着手する理由

(別紙様式 5 号)

第 年 月 日

〇〇県民局長又は県民センター長 様

事業実施主体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実績報告について

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領(令和8年4月27日付け農園第号)第6の1の規定により別添のとおり報告します。

<添付書類>

・別紙様式1

(別紙様式 6 号)

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇県民局長又は県民センター長

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実績の報告について

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領(令和 8 年 4 月 27 日付け農園第 1947 号) 第 6 の 2 の規定により別添のとおり実績を報告します。

(別紙様式 7 号)

第 年 月 日

〇〇県民局長又は県民センター長 様

事業実施主体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施状況について

ひょうごの酒米インバウンド需要拡大支援事業実施要領(令和8年4月27日付け農園第1118号)第7の1の規定により別添のとおり報告します。

<添付書類>

- ・別紙様式1の1～2に準じるもの
- ・事業実績が具体的にわかるもの